

平成一〇年一月一六日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 小笠原 修

右被告訴訟代理人

鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

準備書面（八）

本件においては、原告の被告に対する診療報酬請求権の存否を確定する上で、原告が患者A及び患者Bに対して行った治療の内容が確定されなければならず、カルテ、治療計画書及び検査結果記録はそのための重要な記録である。

しかしながら、右カルテ等は原告の下にあるので、被告がこれを確認することはできない。

したがって、原告は、早急に左記のものを書証として提出されたい。

記

一 患者Aに係るカルテ、治療計画書及び検査結果記録（平成五年一月六日の初診日から平成七年六月三〇日までのもの）

二 患者Bに係るカルテ、治療計画書及び検査結果記録（平成六年一月七日の初診日から平成七年七月三十一日までのもの）